

株式会社 鈴木塗装工務店 行動計画（第4回）

令和 2年 4月 1日

全ての社員がその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うために、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年4月1日～令和 5年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：令和 5年3月31日まで、所定外労働を削減するため、
ノー残業デーを継続的に実施する。

<対 策>

令和 2年 4月～ 所定外労働の現状・ノー残業デーの実施状況を把握、
検討開始

令和 2年10月～ ノー残業デーの実施、社内広報誌（れんけい）、
掲示などで社員へ周知。

目標2：令和 4年3月31日までに、年次有給休暇の取得を、
年5日間取得はもちろん、年次有給休暇取得率を、
一人あたり年間平均8日以上とする。

<対 策>

令和 2年 4月～ 現在の取得状況の取りまとめ、分析

令和 3年 4月～ 計画年休の実施、取得日数の低い社員への働きかけなど
取得推進のための取組開始。
社内広報誌（れんけい）、掲示などで社員へ周知。